

まちづくり審議会運営規程の改正

1 改正理由

- (1) オンライン会議システムを利用した会議への出席が可能である旨の明文化
(第4条関係)
- (2) 議事録への署名押印を廃止することによる手続の簡素化 (第6条関係)

2 改正内容

下表のとおり

現 行	改 正 案
<p>(文書による意見の開陳等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 議事録に署名押印する委員は2人とし、会長が指名する。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>	<p>(文書による意見の開陳等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 委員、前条の規定により会議に出席する委員以外の者及び第2項の規定により会議に出席する代理者は、会長の承認を受けたときは、オンライン会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。)を利用して会議に出席することができる。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p>

3 施行期日

令和3年12月14日

まちづくり審議会運営規程（改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、まちづくり審議会規則（平成11年兵庫県規則第76号。以下「規則」という。）第8条の規定により、まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、その開会の一週間前までに開催の日時及び場所を委員に通知するものとする。ただし、特別の理由のある場合は、この限りでない。

（委員及び専門委員以外の出席）

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

（文書による意見の開陳等）

第4条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長の承認を受けたときは、会議において、文書により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 委員のうち市町の長を代表する者については、会議に出席できない場合であっても、会長の承認を受けたときは、会議において、代理者の出席により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

3 前2項の規定により、会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

4 委員、前条の規定により会議に出席する委員以外の者及び第2項の規定により会議に出席する代理者は、会長の承認を受けたときは、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して会議に出席することができる。

（会議の公開）

第5条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会議を公開しない旨の議決をしたときは、この限りでない。

(1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に認められる情報を含む事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

（議事録）

第6条 会長は、次の事項を記載した審議会の議事録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 案件の内容

(4) 審議の概要

2 議事録は、公開するものとする。ただし、次に掲げる事項は非公開とすることができる。

- (1) 発言した委員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると認められる事項
- (3) 審議会の設置の目的に照らして、公開することにより公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長が認める事項

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、県土整備部まちづくり局都市政策課に置く。

(大規模小売店舗等立地部会)

第8条 審議会は、大規模小売店舗立地法及び大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の事項を調査審議させるため、大規模小売店舗等立地部会（以下「部会」という。）を置くものとする。

- 2 部会の所掌事務は、規則第2条第1項第2号から第6号までに掲げる事項に関する調査審議とし、これらに係る部会の議決については、規則第7条第6項の規定により審議会の議決とするものとする。
- 3 部会の部会長及び委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会において調査審議した結果を審議会に報告するものとする。
- 5 部会の招集等については、第2条から第6条までの規定を準用し、「審議会」とあるものは「部会」、「会長」とあるものは「部会長」と読み替えるものとする。
- 6 本条に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会が定める。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年12月14日から施行する。